

秋田市制120周年記念事業実行委員会設置要綱

〔平成21年5月15日〕
市長決裁

(設置)

第1条 秋田市制120周年記念事業(以下「記念事業」という。)を円滑に実施するため、秋田市制120周年記念事業実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の企画および運営に関すること。
- (2) 関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成上必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、監事および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長および監事は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(運営部会)

第6条 記念事業の一環として行う市民企画イベントの企画および運営のため、委員会に運営部会を置くことができる。

- 2 運営部会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(経費)

第7条 委員会の経費は、秋田市からの負担金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第8条 委員会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、委員会の事務局を秋田市企画調整部企画調整課内に置く。

(解散)

第10条 委員会は、第2条に掲げる事務の終了後、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会が解散する日限り、その効力を失う。